破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第９３２号
福岡市東区千早５丁目４番１―310号
破産者　南薗　　誉
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４０５号
福岡市東区松崎４丁目34番11号
破産者　豊崎　鉄男
1　決定年月日　平成24年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５２６号
仙台市青葉区五橋２丁目４番10―701号
破産者　伊藤　善隆
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６２６号
仙台市宮城野区燕沢３丁目14番６号
破産者　加藤　昭弘
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６０号
福岡市南区三宅１丁目５番23号
破産者　秋山　謙三
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５９４号
福岡県朝倉郡筑前町野町1631番地16、破産手続開始決定時の住所福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2324番地16
破産者　大津　満教
1　決定年月日　平成24年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８３３号
札幌市中央区南11条西13丁目２番21号　フォルミカＡ２Ｅ号
破産者　三上　慎晶
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２６５号
札幌市南区藤野２条10丁目２番20号
破産者　宮田　一人
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４４号
宮城県岩沼市たけくま２丁目25番５号
破産者　遊佐　徳行
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２４５号
宮城県岩沼市たけくま２丁目25番５号
破産者　遊佐　美樹
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５６７号
仙台市若林区卸町東２丁目４番１号　仮設住宅11号棟５、開始決定時の住所仙台市宮城野区萩野町１丁目18番地の８　プロミネンス萩野町306
破産者　野川　裕美
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６０９号
仙台市太白区柳生７丁目９番地の１　コーポドリームスＡ棟201、従前の住所宮城県名取市ゆりが丘１丁目26番地の５
破産者　阿部　　隆
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４１２号
埼玉県越谷市瓦曽根３丁目４番３号　越谷レジデンス103
破産者　田中　智之
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４７４号
埼玉県越谷市赤山町４丁目９番１号　Ａ―511
破産者　渡邉　　潔
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４７５号
埼玉県越谷市赤山町４丁目９番１号　Ａ―511
破産者　渡邉　君江
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４９９号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目730番地　富士コーポ103
破産者　東ケ崎　保
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５７９号
新潟市西蒲区熊谷1595番地
破産者　湯川　　諭
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７７号
新潟市東区牡丹山４丁目19番10号　メゾンソレイユ206号、住民票上の住所新潟市北区松浜２丁目３番地１　Ａビル201号
破産者　福田　頼雄
1　決定年月日　平成24年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部